

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 48)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		棚卸資産の特別な評価方法 の承認申請書		※整理番号	
				※課税処理欄	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名	〒	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	(局 器)	電話() -	部 門	
	(フリガナ)	代表者氏名	〒	※税務署処理欄	業種番号
	代表者住所	〒	業 業	整理簿	回付先
					<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
次の棚卸資産の評価について、特別な評価方法によりたいので申請します。					
事業の種類	資産の区分	評価方法			
業					
承認を受けようとする特別な評価方法の内容					
後入先出法に準じているかどうかの別 準じている。 準じていない。					
特別な評価方法を採用しようとする理由					
その他の参考事項					
税理士署名押印		⑩			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考

15.00改正

(法1307)

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 43)

棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号		
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名	〒	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	(局 器)	電話() -	部 門
	(フリガナ)	代表者氏名	〒	※税務署処理欄
	代表者住所	〒	業 業	整理簿
				<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
次の棚卸資産の評価については、特別な評価方法によりたいので申請します。				
事業の種類	資産の区分	評価方法		
業				
承認を受けようとする特別な評価方法の内容				
後入先出法に準じているかどうかの別 準じている。 準じていない。				
特別な評価方法を採用しようとする理由				
その他の参考事項				
税理士署名押印		⑩		
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿

14.07改正

(法1307)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 48)</p> <p style="text-align: center;">棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価の方法につき、法人税法施行令第28条の2第1項（たな卸資産の特別な評価の方法）に規定する特別な評価の方法により行おうとする場合に、その承認（法人税法施行令第155条の6の規定を含む）を受けようとするときに使用してください。</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 棚卸資産の評価の方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、法人税法施行令第29条第1項に定める資産の区分ごとに行うこととなっていますから、その区別ごとに評価の方法を記載してください。</p> <p>この場合、事業所ごとに選定するとき又は資産の区分をさらに細分するときは、その旨及び理由を「その他の参考事項」欄に記載してください。</p> <p>4 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「事業の種類」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産に係る事業の種類を具体的に記載してください。</p> <p>(4) 「資産の区分」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産を3の選定区分により記載してください。</p> <p>(5) 「評価方法」欄には、採用しようとする特別な評価の方法について、その内容を端的に表現する名称を記載してください。</p> <p>(6) 「承認を受けようとする特別な評価方法の内容」欄には、その採用しようとする特別な評価方法を算式等によりできるだけ詳細に記載し、この欄に書ききれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>なお、「後入先出法に準じているかどうかの別」欄は、その採用しようとする特別な評価の方法が、法人税法施行令第28条第1項第1号ハ（たな卸資産の評価の方法）に掲げる後入先出法による原価法、又はその後入先出法により算出した取得価額を基礎とする低価法に準じているかどうかにより該当する文字を○で囲んでください。</p> <p>(7) 「特別な評価方法を採用しようとする理由」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする理由をできるだけ詳細に記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 43)</p> <p style="text-align: center;">棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、(追加)棚卸資産の評価の方法につき、法人税法施行令第28条の2第1項（たな卸資産の特別な評価の方法）に規定する特別な評価の方法により行おうとする場合に、その承認(追加)を受けようとするときに使用してください。</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 棚卸資産の評価の方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、法人税法施行令第29条第1項に定める資産の区分ごとに行うこととなっていますから、その区別ごとに評価の方法を記載してください。この場合、事業所ごとに選定するとき又は資産の区分をさらに細分するときは、その旨及び理由を「その他の参考事項」欄に記載してください。</p> <p>4 各欄の記載は次によります。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1) 「事業の種類」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産に係る事業の種類を具体的に記載してください。</p> <p>(2) 「資産の区分」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産を3の選定区分により記載してください。</p> <p>(3) 「評価方法」欄には、採用しようとする特別な評価の方法について、その内容を端的に表現する名称を記載してください。</p> <p>(4) 「承認を受けようとする特別な評価方法の内容」欄には、その採用しようとする特別な評価方法を算式等によりできるだけ詳細に記載し、この欄に書ききれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>なお、「後入先出法に準じているかどうかの別」欄は、その採用しようとする特別な評価の方法が、法人税法施行令第28条第1項第1号ハ（たな卸資産の評価の方法）に掲げる後入先出法による原価法、又はその後入先出法により算出した取得価額を基礎とする低価法に準じているかどうかにより該当する文字を○で囲んでください。</p> <p>(5) 「特別な評価方法を採用しようとする理由」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする理由をできるだけ詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>